

## ミックスペーパー回収の導入について

### 1 概要

現行の分別基準では「リサイクルできない紙類」としていたものを、「雑がみ」の回収対象に含めることで、リサイクル率の向上を図ります。

新基準の適用後は、旧基準との差別化を図るため「雑がみ」の呼称を「ミックスペーパー」に変更します。

### 2 リサイクルできない紙類の新旧対象

現行	ミックスペーパー
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感熱紙（例：レシート）</li> <li>・防水加工紙（例：紙コップ）</li> <li>・ビニール合成紙（例：紙パック）</li> <li>・写真、印画紙</li> <li>・カーボン紙、ノーカーボン紙</li> <li>・においのついた紙（例：線香の箱）</li> <li>・汚れた紙 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れた紙のみ</li> </ul>

### 3 導入のメリット

#### (1) リサイクル率の向上

- ・回収対象の拡大が可燃ごみの削減に繋がる

#### (2) 市民の負担軽減

- ・分別基準が分かりやすくなる（紙かどうか、汚れていないかどうか）
- ・プラ窓封筒やティッシュの箱などをそのまま出すことができる
- ・出す際にビニール袋も使用可（現行は紙袋や封筒を使用）

#### (3) 行政区収入の増加

- ・回収量が増加することで、行政区収入の増加が見込める

### 4 導入予定時期

令和6年4月